

## 船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行期日は、令和八年五月十三日とする。ただし、同法第一条中船員法第百十七条の二から第百十七条の四までの改正規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。